

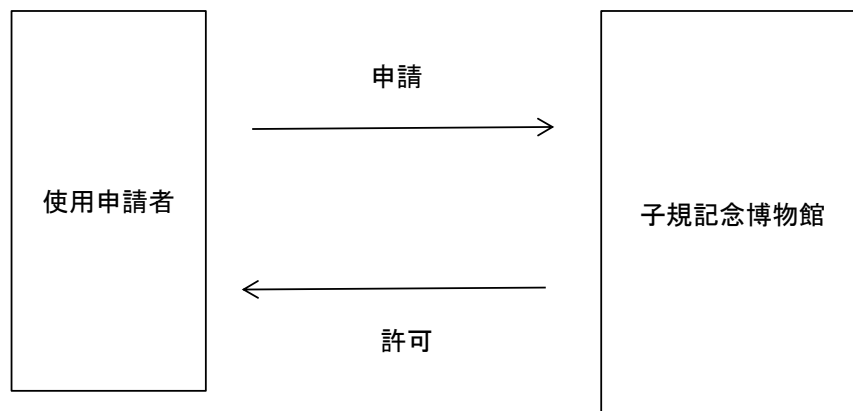
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	観覧料等の減免	
処 分 の 概 要	観覧料・特別利用料及び使用料を減免する	
根 拠 法 令 名	松山市立子規記念博物館条例(昭和55年条例第30号)	
条 項	第11条	
所 管 課	子規記念博物館	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日～7日	
標準処理期間	計 即日～7日	
審査基準	<p>松山市立子規記念博物館条例施行規則第5条及び12条、松山市立子規記念博物館資料取扱規則第9条の各号に該当することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立子規記念博物館条例規則 (観覧料の減免) 第5条 条例第11条の規定により観覧料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 教育課程の一環として、児童生徒の引率者が観覧する場合 全額 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が観覧する場合 全額 (3) 65歳以上の者が観覧する場合 半額 (4) その他委員会が特別な事由があると認めた場合 その都度委員会が定める額</p> <p>(使用料の減免) 第12条 条例第11条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。 (1) 博物館が主催する場合 全額 (2) 博物館を利用するため、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が地下駐車場を利用する場合 駐車場使用料の全額 (3) その他委員会が特別な事由があると認めた場合 その都度委員会が定める額</p> <p>○松山市立子規記念博物館資料取扱規則 (特別利用料の減免) 第9条 条例第11条に規定する特別利用料の減免について、博物館が特別な事由があると認めた場合は、博物館が定めた額の減免をする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。